

北のクリーン農産物表示制度生産集団登録基準

第1 趣 旨

本基準は、「北のクリーン農産物表示要領」（以下、「要領」という。）第18条の規定に基づき、登録の基準について必要な事項を定める。

第2 対象農産物

別表1のとおりとする。

第3 栽培基準

1 栽培方法

農業の自然循環機能の維持増進及び安全、安心、品質の高い農産物の生産を図るため、堆肥等の施用などによる土づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる栽培方法とする。

2 種 苗

遺伝子組換え由来及びゲノム編集技術の利用により得られた生物の種苗を使用しないこと。

3 肥料及び化学肥料の使用

別表2の基準を満たしていること。

4 農薬の使用

別表3の基準を満たしていること。

5 その他登録基準

(1) 水稻 有人航空防除を実施していないこと。

(2) ばれいしょ 茎葉枯凋剤は使用せず、自然枯凋または機械処理を行うこと。

第4 そ の 他

その他については、別に定める。

附則

- 1 この基準は、平成15年 9月25日から適用する。
- 2 この基準は、平成16年 6月11日から適用する。
- 3 この基準は、平成16年10月 1日から適用する。
- 4 この基準は、平成18年12月15日から適用する。
- 5 この基準は、平成20年 6月23日から適用する。
- 6 この基準は、平成21年 3月11日から適用する。
- 7 この基準は、平成24年12月14日から適用する。
- 8 この基準は、平成25年 3月26日から適用する。
- 9 この基準は、平成27年12月15日から適用する。
- 10 この基準は、平成30年 3月20日から適用する。
- 11 この基準は、令和 2年 7月 8日から適用する。
- 12 この基準は、令和 4年 8月15日から適用する。
- 13 この基準は、令和 7年 3月24日から適用する。

ただし、すでに登録された栽培基準により栽培を行っている場合、平成26年12月31日まで、従前の登録基準によることができる。